

マイナンバーが送られてきた。

さて、どうする？

個人番号カードの取得も可能（無料）

金融調査部制度調査担当部長

吉井 一洋

2015年10月5日以降マイナンバーが記載された通知カードが送られてきます。同封された申請書を用いて、個人番号カードを任意で取得することもできます。番号受領後は、勤務先や証券会社・金融機関などに番号を告知して本人確認を受けることとなります。

1. マイナンバー（個人番号）はいつ、どのような方法で通知される？

これまでも述べたように、マイナンバー（個人番号）の各個人への通知は、2015年10月5日から開始します。市町村から、住民票上の住所宛に、マイナンバーといわゆる基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）を記載した紙製の通知カードが送られてきます。通知カードは、世帯（家族）単位で、簡易書留で送られる模様です。マイナンバーの利用開始が2016年1月1日からなので、2015年中には対象者全員にいきわたるはずですが、なお、通知カードの受取を拒否したからといってマイナンバーの付番を免れることができるわけではありません。

また、住基ネットでは、一時期、不参加の自治体が出ましたが、マイナンバーの付番と通知については、番号法で市町村が事務を行うこととされています（法定受託事務）。

マイナンバーは、原則として、生涯不変¹です。住所を移転した場合、結婚・離婚・養子縁組などで姓が変わった場合や、住民票コードを変更した場合でも、マイナンバーは変更されません。変更されるのは、マイナンバーが漏えいし、不正利用のおそれがあると認められるときに限ります。個人が変更を請求する場合は、不正利用のおそれがあると認められる理由などを記載した「個人番号指定請求書」を住所地の市町村に提出し、そのような理由があると認められた場合に、マイナンバーが変更されます。住所地の市町村長が、不正利用のおそれがあるととして、職権で変更する場合もあります。

したがって、もし個人番号カードを取得しないのであれば、通知カードは、各種の手続でマ

¹ 生涯と申し上げましたが、マイナンバーは死後も存続します。死亡届などが提出された後でも、その方のマイナンバーが廃止されたり、他の方にその番号が付番されることはありません。外国に出国し、住民登録が抹消され5年間の除票の保存期間が満了した場合も、同様です。

マイナンバーを告知する際に、その番号が正しいか否かを確認（番号確認）する書類として大切に保管する必要があります。引越して住所が変わったり、結婚して苗字が変わる場合などは、変更届出の際に通知カードを提出しカードの記載内容を変更する必要があります。期限は変更日から14日以内です。紛失した場合は直ちに市町村長にその旨を届け出ることとされています。

2. 個人番号カードの取得

(1) 個人番号カードとは

個人番号カードとは、マイナンバー、基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）、顔写真を記載したプラスチック製のICカードです。2016年から利用できるようになります。

図表1 個人番号カードのイメージ



(出所) マイナンバー 社会保障・税番号制度が始まります 入門編 (平成27年 内閣府)

(2) 個人番号カードの機能・用途

マイナンバーの告知が必要な各種行政手続を行う時や、勤務先、口座を開設する証券会社・金融機関にマイナンバーを告知する時に、告知を受ける側の行政機関、勤務先や証券会社・金融機関等は、番号確認だけでなく、その番号を告知しているのが本人であるか否かを確認（身元確認）する義務があります。個人番号カードは、通知カードと異なり本人の顔写真も入っているため、このカード1枚で、番号の告知・確認と身元確認を同時に行えます²。一定の行政手続においては、情報連携が開始（国は2017年1月、市町村等は2017年7月）すれば、個人番号カードを提示することで、所得証明書や住民票の写し等の書類の添付も省略できます。

個人番号カードは、番号の告知が不要な行政手続や様々な民間のサービス - 例えば、レンタ

² 通知カードの場合、顔写真が入っていないため、番号が正しいか否かは確認できません。したがって、通知カードにより行政機関、金融機関などに番号を告知する際には、運転免許証などの本人確認書類を合わせて提示する必要があります。

ルショップやスポーツクラブの加入など³で、身分証明書としても使えます。各市町村が条例で定めれば、図書館の利用カード、印鑑登録証、コンビニエンスストアでの住民票の写しの取得などに用いることもできます。さらに、健康保険証として用いることも検討されています。

マイナンバーの告知が必要でない場面で個人番号カードを身分証明書として用いる時に、番号を見られるおそれがあるので、番号は個人番号カードの裏面に記載されています。自分の情報とマイナンバーが勝手にひも付けされ、収集されたのでは困ります。個人番号カードを民間のサービスで身分証明書として用いる際には、裏面をコピー³されないよう注意してください。マイナンバーの利用範囲は法令で制限されており、そもそも民間業者が法令で必要とされる場面以外で個人番号カードの裏面をコピーする行為は法令違反になります。

個人番号カードには、ICチップが内蔵されており、カードに記載されている情報（マイナンバー、基本4情報、顔写真）が記録されています。公的個人認証サービスの電子証明書も搭載されています。電子証明書はなりすましやデータの改ざんを防ぐために用いられる電子的な本人確認手段です。したがって、個人番号カードのデータをカードリーダーに読みとらせることで、証券会社や金融機関にオンラインで口座を開設する際に、マイナンバーの告知・確認と身元確認を同時に行うこともできます。電子証明書を税金の電子申告（e-Tax）の本人確認や、番号の告知が不要な一般的なオンラインの申請・届出に用いることも可能です。電子証明書は、後の回で説明するマイナポータルにログインする際にも必要となります。マイナポータルでは、行政機関が自分についてどういう情報をやり取りしているかを確認する、行政機関から通知が来る、などの機能を持つ予定です。その他、個人番号カードを、上述した市町村が条例で定めるサービスを受けるためのICカードとして用いることも可能です。キャッシュ・カード、クレジットカードと一体化することも検討されています。なお、個人番号カードには、取引履歴や税、年金などの情報は記録されません。

(3) 個人番号カードの取得方法、有効期間、変更や紛失・盗難時の対応

個人番号カードの取得は、強制ではなく任意です。発行手数料はかかりません（無料です）。

◇個人番号カードを取得する場合、通知カードを送付した簡易書留に同封された個人番号カードの申請書類に署名又は記名・押印し、写真を添付して、返信用封筒で返送します。写真はスマホで撮影したものでも可能で、オンラインによる申請も可能となる予定です。

◇2016年1月1日以後に市町村から交付通知書（はがき）が送られてきます。それと通知カード、運転免許証等の本人確認書類を持参して、指定された窓口に行き、本人確認を受ければ、個人番号カードが交付されます。

◇通知カードは（住基カードを持っている場合は住基カードも）、その際に返却が必要です。

³ マイナンバーの利用範囲は法令で制限されており、不必要な場面で番号を取得することは禁止されています。

個人番号カードの有効期限は、20歳以上の場合は10年、20歳未満の場合は5年とされています。変更があった時の手続きは、通知カードと同様です。個人番号カードは多様な機能を持つため、紛失したり盗難にあった場合は、直ちに市町村長に届け出る必要があります。マイナンバー専用のコールセンターでは24時間・365日対応します。もっとも、カードを別の人が使う際に顔写真で別人とわかりますし、電子証明書の使用やカード記載事項をオンラインで送る場合は暗証番号が必要とされるため、なりすましリスクはある程度は抑えられます。有効期限が到来した場合や、本人が国外に転出した場合、死亡した場合、カードは失効します。本人が死亡した場合を除いて、カードを返却する必要があります。

3. いつからマイナンバーの告知・記載が必要になる？

マイナンバーの告知⁴・記載が必要となる主要なケースや時期をまとめると次のページの図表2のとおりです。番号法では、個人にマイナンバーの告知を義務付けておらず、行政機関、勤務先や証券会社・金融機関等に対してマイナンバーの告知を受ける際の番号確認と身元確認を義務づけています。告知が必要となるのは、税法をはじめマイナンバーを利用する事務の根拠法によります。所得税・相続税・贈与税の申告書には、本人が自分でマイナンバーを記載します。詳細は、次回以降で説明します。

⁴ ここでいう「告知」は、税法で義務付けられている利子、配当、償還金等、譲渡代金等の支払いを受ける際の告知だけでなく、単に番号を相手に提示することも含む意味で用いています。

図表2 マイナンバーの告知・記載がスタートする時期

種類		マイナンバーの告知・記載の開始時期		誰のマイナンバー
証券取引	新規口座 (2016.1.1以後開設)	一般口座	2016.1.1以後の支払いの受領時までに証券会社等に告知	本人
		特定口座	2016.1.1以後の口座開設時に証券会社等に告知	
		NISA ^{注1}	2016.1.1以後の口座開設手続き時に証券会社等に告知	
証券取引	既存口座 ^{注1}	一般口座	2019.1.1以後最初の支払いの受領日までに証券会社等に告知	本人
		特定口座		
		NISA		
給与所得関連 ^{注1}		2016年分の給与の年末調整に対応。ただし、2016年分の扶養控除等申告書を2016.1.1以降に提出する場合は、最初の給料日の前日までに番号を記載し、勤務先に提出		本人、配偶者(妻・夫)、扶養親族(子・老親)
退職所得 ^{注1}		2016.1.1以後の退職金の受取時までに、退職所得の受給に関する申告書に番号を記載し、勤務先に提出 ^{注2}		本人
雇用保険 ^{注1}		2016.1.1以後の被保険者資格取得届出書・支給申請書等の提出前に勤務先に告知	既存の従業員分は、2016年1月以降のいずれかの時期に報告(それまでに勤務先に告知)	本人
介護休業給付・育児休業給付 ^{注1}				本人
健康保険 ^{注1}		2017.1.1以後の被保険者資格取得届出書の提出前に勤務先に告知	既存の従業員分は未定	本人、家族
厚生年金 ^{注1}				本人 ^{注3}
短期のパート・アルバイト・原稿料等 ^{注1}		2016.1.1以後の支払確定前に支払者に告知 ^{注4}		本人
生命保険・損害保険 ^{注1}		2016.1.1以後の支払確定前に保険会社に告知 ^{注4注5}		保険契約者、受取人
不動産所得 ^{注1} ・譲渡金		2016.1.1以後の支払確定前に支払者(不動産業者)に告知 ^{注4}		本人
所得税		2016年の所得の確定申告書(2017.2.16～3.15に提出)から記載		本人、配偶者(妻・夫)、扶養親族(子・老親)
財産債務調書、国外財産調書		2016年末分から記入(2017.3.15までに提出)		本人
相続税		2016.1.1以後の相続の申告書(相続日から10月以内)から記載		相続人
贈与税		2016年中の贈与の申告書(2017.2.1～3.15に提出)から記載		受贈者
預貯金		2018.1.1から任意で告知		本人

(注1) 勤務先や証券会社・金融機関などが2015.10.5～2015.12.31までに事前収集することも可能

(注2) 退職金の源泉徴収票は退職日から1月以内に勤務先が税務署に提出

(注3) 専業主婦(主夫)等、国民年金第3号被保険者の番号も、代理人として勤務先に提出(時期は未定)

(注4) 所得税の源泉徴収票及び支払調書の提出期限は2017.1.31

(注5) 相続税法上の調書は、支払日の翌月の15日までに提出

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

(次回予告：第4回 マイナンバーの告知と本人確認 (1) 本人確認方法の種類)

以上